

会 議 録 目 次

令和 2 年第 1 回海田町議会定例会（第 4 日目）

令和 2 年 3 月 1 7 日（火）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	第 19 号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
日程第 2	第 20 号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
日程第 3	第 21 号議案	海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
日程第 4	第 22 号議案	令和 2 年度海田町一般会計予算……………	3
日程第 5	第 23 号議案	令和 2 年度海田町公共下水道事業特別会計予算……………	3
日程第 6	第 24 号議案	令和 2 年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	3
日程第 7	第 25 号議案	令和 2 年度海田町介護保険特別会計予算……………	3
日程第 8	第 26 号議案	令和 2 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算……………	3
日程第 9	第 27 号議案	令和 2 年度海田町水道事業会計予算……………	3
日程第 10	海田公民館整備特別委員会調査報告……………		9
		（閉 会）……………	11

令和2年第1回海田町議会定例会

会議録(第4号)

1. 招集年月日 令和2年3月3日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 3月17日(火)9時00分宣告(第4日)

4. 応招議員(15名)

1番	玉川真里	2番	小田久美子
3番	富永やよい	4番	大高下光信
5番	大江康子	6番	欠員
7番	下岡憲国	8番	住吉秀公
9番	宗像啓之	10番	久留島元生
11番	岡田良訓	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員(15名)

1番	玉川真里	2番	小田久美子
3番	富永やよい	4番	大高下光信
5番	大江康子	7番	下岡憲国
8番	住吉秀公	9番	宗像啓之
10番	久留島元生	11番	岡田良訓
12番	多田雄一	13番	崎本広美
14番	前田勝男	15番	佐中十九昭
16番	桑原公治		

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	西田祐三
副町	長	櫻竜俊
企画部	長	鶴岡靖三
総務部	長	丹羽勤
福祉保健部	長	湯木淳子
建設部	長	久保田誠司
総務部	次長	門前誠司
建設部	次長	龍岩広幸
企画課	長	鎌田浩一
魅力づくり推進課	長	宮垣将司
財政課	長	吉本真人
総務課	長	近森茂
税務課	長	片山茂
町民生活課	長	脇本健二郎
社会福祉課	長	中下義博
こども課	長	森川雅枝
長寿保険課	長	新藤正敏
保健センター	所長	森原知美
建設課	長	木村生栄
上下水道課	長	早稲田誠
会計管理者		中川修治
教育	長	佐々木智彦
教育	次長	伊藤仁士
学校教育課	長	森山真文
新庁舎整備室	長	山田長秀

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 辻 千奈美
主 査 水 野 啓 太
主 事 木 村 俊 英

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第1 第19号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 第20号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 第21号議案 海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第22号議案 令和2年度海田町一般会計予算
- 日程第5 第23号議案 令和2年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第6 第24号議案 令和2年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 第25号議案 令和2年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第8 第26号議案 令和2年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 第27号議案 令和2年度海田町水道事業会計予算
- 日程第10 海田公民館整備特別委員会調査報告

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長、及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第10に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）この際、日程第1、第19号議案から、日程第9、第27号議案までを一括議

題といたします。去る3月5日の本会議において、予算委員会に付託をしました各案件について、委員長より審査の経過及び結果について報告を求めます。予算委員会、佐中委員長。

- 15番（佐中）予算委員会の委員長の佐中です。予算委員会の審査報告をいたします。本委員会は令和2年3月5日付けで付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告をいたします。

付託案件及び審査経過については、お手元にお配りした報告書のとおりでございます。審査の結果でございますが、第19号議案から第25号議案までの7議案及び第27号議案までについては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。第26号議案については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算委員会の審査報告を終わります。

- 議長（桑原）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略をいたします。

これより、各議案ごとに順次採決を行います。

まず、第19号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。これより、第19号議案について採決を行います。お諮りいたします。第19号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第20号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。これより、第20号議案について採決を行います。お諮りいたします。第20号議案について原案のとおり決するに御異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第20号議案は委員長の報告のとおり可決を  
しました。

第21号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを  
採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。  
討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。これより、第21号議案について  
採決を行います。お諮りいたします。第21号議案について原案のとおり決するに御異議  
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第21号議案は委員長の報告のとおり可決さ  
れました。

続いて、第22号議案、令和2年度海田町一般会計予算を採決いたします。本案に対す  
る委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。これより、第22号議案について  
採決を行います。お諮りいたします。第22号議案について原案のとおり決するに御異議  
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第22号議案は委員長の報告のとおり可決さ  
れました。

続いて、第23号議案、令和2年度海田町公共下水道事業特別会計予算を採決いたしま  
す。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がござ  
いますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。これより、第23号議案について  
採決を行います。お諮りいたします。第23号議案について原案のとおり決するに御異議  
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第23号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第24号議案、令和2年度海田町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございすか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。これより第24号議案について採決を行います。お諮りいたします。第24号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第24号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第25号議案、令和2年度海田町介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございすか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。これより、第25号議案について採決を行います。お諮りいたします。第25号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第25号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第26号議案、令和2年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございすか。討論があるようなので、これから討論を行います。まず反対討論を許します。岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。第26号議案、令和2年度海田町後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論を行います。

広島県後期高齢者医療広域連合は2年ごとに保険料の改定を行っておりますが、この

度、令和2年、3年度の2か年の保険料率について、所得割率を前年より0.08パーセント引き上げ、8.84パーセントに均等割額の年額を前年より951円引き上げて4万6,451円、月額3,871円の改定となっております。この結果、被保険者1人当たりの平均年間保険料額は前年の9万1,000円から1,899円の引上げで9万2,899円、月額7,741円となっております。更に、保険料賦課限度額も2万円引き上げられ、62万円から64万円になりました。年金は減らされる一方なのに、医療介護などの負担は膨らむ一方で、長生きをますますつらくするこの改悪は許されません。後期高齢者医療制度は、小泉政権の社会保障破壊の構造改革路線の柱として、平成18年に導入が決められ、平成20年に実施されました。75歳以上の人、それまで加入していた公的年金から切り離し、後期と名づけた別建ての医療制度に囲い込んだのです。年齢で医療を差別する医療制度は世界でも異例のもので、後期高齢者医療制度のもともとの狙いは、公的医療費の抑圧と圧縮です。当時の厚労省幹部が医療費が際限なく上がる痛みを後期高齢者が自らの痛みとして感じてもらうと公言をしたように、75歳以上の人口と医療費が増えれば増えるほど、保険料負担にはね返る仕組みとなっております。負担増か医療費が必要でも我慢をするかという二者選択を高齢者に迫るこれほどの苛酷な仕打ちはありません。また、低所得者へ保険料軽減の特例措置で均等割額4万6,451円が、令和2年度から8.5割、8割軽減がなくなり、令和3年度からは7.75割の軽減措置もなくなります。所得割の軽減措置は既に全廃されており、低所得者には一層の負担を求めることになり、生活苦に追い打ちをかけることにほかなりません。海田町も人口の12パーセントに当たる3,621人が後期高齢者医療制度に入っていますが、昨年10月からの消費税増税10パーセントで高齢者の暮らしが一層厳しくなる中で、こうした負担増を求めることは許されません。本来、国民の健康や命を守るはずの医療保険制度が高齢者を苦しめられております。年金が減らされ、高い介護保険料を払い、その上、高齢者に保険料の新たな負担は認められません。医療費や介護サービスの自己負担が増え、逆に年金が減らされる中で金額的にわずかとはいえ、新たな保険料の引上げは高齢者にとって大きな負担を与えるものとなります。もともと医療給付費の負担割合は、公費で5割、現役世代の支援で4割、高齢者の保険料で1割として制度が発足しました。この1割負担、いわゆる後期高齢者負担率は最初の平成20年、21年度は10パーセントであったものが、高齢者が増加したという理由で平成30年、31年度には11.8パーセントまで引き上げられました。後期高齢者医療制度はその仕組みとして、後期高齢者の人口と医療給付費、医療費が増加をすればするほど、保険料

の値上げに直結をしており、露骨な診療抑制をもたらす最悪の医療制度です。町長は国に対し、75歳以上の人口と医療費が増えれば増えるほど保険料負担が大きくなる医療制度を見直し、年齢に関わらず全ての国民が安心をして医療が受けられるように求めるべきであります。

高齢者の生活や命を脅かす後期高齢者医療制度そのものに反対をします。この第26号議案は、保険料負担増と賦課限度額の引上げを含んでいるので反対をいたします。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。大高下議員。

○4番（大高下）4番、大高下です。私からは賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、国の制度設計によって県内一律のサービスが受けられるとして、広島県後期高齢者医療広域連合が保険者となって運営されております。本特別会計のうち98.2パーセントの約3億9,000万円はこの後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。歳入予算には被保険者から納めていただいた保険料や、軽減措置による軽減分を補填する保険基盤安定、また事務費等として繰入れも行われ、第4次海田町総合計画及び広島県後期高齢者医療広域連合が策定する広域計画に基づき、2年ごとに行われる保険料の改定も反映して予算も編成されております。

新年度の後期高齢医療広域連合との連携の下に、健全な財政運営や事業運営が行われるものと考えておりますので、本議案に賛成いたします。以上で賛成討論を終わります。

○議長（桑原）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。第26号議案について原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、第26号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第27号議案、令和2年度海田町水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。これより、第27号議案について採決を行います。お諮りいたします。第27号議案について原案のとおり決するに御異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第27号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第10、海田公民館整備特別委員会調査報告を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。下岡委員長。

○7番（下岡）海田公民館整備特別委員会委員長の下岡です。それでは、海田公民館整備特別委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は平成29年4月14日の第1回委員会から、令和2年2月25日の第11回委員会までの合計11回の委員会を開催し、本会議において平成30年6月5日及び平成31年3月5日にそれぞれ中間報告を行いました。調査の概要及び結果ですが、審議案件が多く、その内容が多岐にわたることから割愛させていただきます。詳細につきましては、お配りしました調査報告書を御覧ください。最後に、海田公民館の整備は町にとって重要な施策であり、海田公民館整備基本構想特別委員会のときから質疑や意見の提言などを積極的に行ってきました。その施設が令和2年4月に開館することから、当委員会の調査事項である海田公民館整備に関する諸問題の調査研究は終了し、同時に特別委員会としての活動も、今年度をもって終えるものと考えております。

以上で、海田公民館整備特別委員会の報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略いたします。

これより、委員長の報告にございました海田公民館整備特別委員会を廃止する件について採決を行います。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、海田公民館整備特別委員会は今年度をもって廃止することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、海田公民館整備特別委員会は今年度をもって廃止することと決めます。

この際、議長から申し上げます。本定例会の中で、不適切な言辞があると思われたため、後刻、記録を調査した上で措置することといたします。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたします。

この際、慣例により海田町議会互助会の永年表彰を行います。

○事務局長（辻） それでは、お名前をお呼びしますので、前の方へお願いいたします。勤続10年表彰でございます。大江康子議員。

○議長（桑原） 「表彰状、大江康子殿。あなたは海田町議会議員として永年、地方自治の発展、振興に寄与されました。その功績はまことに顕著であります。よって、これを表します。令和2年3月17日、海田町議会議員互助会会長桑原公治」。おめでとうございます。

○事務局長（辻） 下岡憲国議員。

○議長（桑原） 「表彰状、下岡憲国殿。以下同文」。おめでとうございます。

○事務局長（辻） 住吉秀公議員。

○議長（桑原） 「表彰状、住吉秀公殿。以下同文」。おめでとうございます。

○事務局長（辻） 宗像啓之議員。

○議長（桑原） 「表彰状、宗像啓之殿。以下同文」。おめでとうございます。

○事務局長（辻） 続きまして、勤続30年表彰でございます。前田勝男議員。

○議長（桑原） 「表彰状、前田勝男殿。あなたは海田町議会議員として永年、地方自治の発展、振興に寄与されました。その功績はまことに顕著であります。よって、これを表します。令和2年3月17日、海田町議会互助会会長桑原公治」。おめでとうございます。

以上で表彰式を終わります。

この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田） 議員の皆様、大変お疲れ様でございました。令和2年第1回海田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、先ほど表彰を受けられました方々に心からお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。次に、税条例の専決処分についてでございますが、今国会に地方税法等の一部を改正する法律案が提出されております。この法律案が成立しますと、課税事務上、必要がございますので、関係条例を専決処分させていただく予定としております。続きまして、3月3日から開会のこの定例会におきましては、提出させていただいた議案についていずれも原案のとおり議決をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

また、3月7日には県内初の新型コロナウイルス感染症の患者の確認を受け、対策本部会議の開催など、感染防止対策に迫られる中、予算委員会での審議に際し、御配慮いただきまして、誠にありがとうございます。今後より一層の感染拡大も視野に入れ、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく発生段階に応じた対応を行ってまいります。議員の皆様には状況に変化がございましたら、情報提供を行ってまいります。結びに、本定例会の審議の過程におきまして、皆様から賜りました御意見や御要望は、新年度の諸施策の執行に当たり、できる限り尊重し、住民サービスの向上につながるよう努めてまいります。これからもなお一層の御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。閉会にあたっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桑原）閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には令和2年度予算をはじめ、多数の重要案件を審議する極めて重要な議会でありました。新型コロナウイルス感染症の患者が、会期中に県内に発生する中、議員各位におかれましては、迅速かつ慎重に審議をしていただき、その御精励に対し、深く敬意をあらわすものでございます。また、執行部におかれましては、その対応に迫られる状況の中で誠意をもって議会に臨んでいただいたことに、心より深く感謝を申し上げます。全議案が妥当な結論を得ましたことは、本町のために誠に喜ばしいことでございます。審議の経過において各議員から述べられました意見や要望が十分反映されますよう、特段の配慮を払われまして、町政発展のために一層努力を重ねられることをお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

以上で、本日の会議を閉じます。これにて、令和2年第1回海田町議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞様でした。

午前9時30分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員